

策定背景

平成22年5月の世界保健機関総会において、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が示され、自発的世界目標として、「アルコールの有害な使用を少なくとも10%の削減」が掲げられた。
わが国では、平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、この法律に基づき、国では、平成28年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定した。
こうした動きを受け、都道府県計画として本計画を策定した。

本県の現状

1 酒類販売（消費）状況

・平成28年度の酒類販売（消費）状況：380,227kℓ
同年度成人一人当たりの酒類販売（消費）数量：73.4ℓ

2 飲酒者の状況

・生活習慣病のリスクを高める量（純アルコール換算で男性40g/日以上、女性20g/日以上）を飲酒している者の割合：平成29年度男性13.1%、女性9.1%
（参考：平成29年度国数値 男性14.7%、女性8.6%）
・飲酒者のうち、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合：平成29年度男性19.8%、女性26.2%
（参考）主な酒類のアルコール換算(20g)の目安
ビール：中瓶1本(500ml)、清酒：1合(180ml)

・未成年者の飲酒状況：平成29年度男性2.4%、女性2.8%
・妊娠中の者の飲酒割合：平成28年度1.8%
・アルコールによる精神及び行動の障害の診断による入院・通院者数：平成29年度入院者381人、通院者726人
・精神保健福祉センターの電話相談状況：平成29年度167件
・保健所の電話相談状況：平成28年1,550件

3 アルコール関連問題の状況

・未成年者の飲酒による補導状況：平成29年度798人
・泥酔者等保護状況：平成29年度4,649人
・飲酒運転検挙状況：平成29年度749件
・飲酒運転による事故発生状況：平成29年度178件

計画策定に係る基本的な考え方

- ・飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解するための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組を行う必要がある。
- ・アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる窓口を明確化し、広く周知するとともに、地域における医療機関、行政、自助グループ等の関係機関の連携体制を構築する必要がある。

重点課題

- ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。
- ・アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制を整備する。

数値目標

- ・飲酒者のうち、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（男性19.8%、女性26.2%）を、男性18.6%、女性20.7%まで減少させる。
- ・未成年者の飲酒（男性2.4%、女性2.8%）をゼロにする。
- ・妊娠中の飲酒（1.8%）をゼロにする。
- ・アルコール健康障害の専門医療機関を新たに4箇所、治療拠点機関を新たに1箇所認定する。
- ・アルコール依存症の治療に従事する医療関係者の技術の向上のため、医療従事者研修を実施する（目標値：200名参加）。

基本的施策

- 1 アルコール健康障害についての予防を目的とした教育の振興等
 - 県民向け普及・啓発の推進（相談窓口やイベントでの普及啓発）
 - 学校教育等の推進（教育カリキュラムの実施）
 - 職場教育の推進（労働関係機関と連携した啓発）
 - 妊産婦に対する普及・啓発の推進（医師会や市町村と連携した取組）
 - 高齢者に対する普及・啓発の推進（市町村と連携した取組）
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止
 - 青少年が飲用等した酒類の購入先や飲食店等への取締りの実施
 - 少年警察ボランティアと連携し、補導活動を推進
- 3 健康診断及び保健指導
 - 特定保健指導従事者への研修の実施
- 4 アルコール健康障害に係る医療の充実等
 - 専門医療機関・治療拠点機関の整備
 - 医療従事者に対する人材養成研修の実施
 - 一般医療機関と専門医療機関連携の仕組み作りの検討
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
 - 飲酒運転をした者に対する指導の際、専門医療機関の案内を実施
 - アルコール健康障害に関連して暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対して、地域の相談機関に繋がるような連携促進の実施
- 6 相談支援等

相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備

[精神保健福祉センター] ※千葉市はこころの健康センター

 - 相談拠点機関として、アルコール関連問題に関する治療及び相談窓口の周知、地域関係職員に対する人材養成研修の実施

[健康福祉センター（保健所）] ※千葉市は保健福祉センター

 - 地域の相談窓口として精神科医師等による相談支援の実施
- 7 社会復帰の支援
 - 復職や就職の際、配慮すべき事項を職場に情報提供し理解を促進
- 8 民間団体の活動に対する支援
 - イベントや講演会等への支援の実施
- 9 人材の確保等（再掲）
- 10 調査研究の推進
 - 国の調査研究や他自治体の先進事例を収集し、施策へ反映

計画の推進体制

関連施策との有機的な連携を図るための組織を設置し、進捗管理や協議を行い、計画の見直し・推進を行う。